

○東京歯科大学授業科目及び履修単位数等に関する規程

令和2年12月1日

制定

(目的)

第1条 この規程は、東京歯科大学学則第9条に定める授業科目及び履修単位数と授業時間数等に関して、必要な事項を定める。

(1) 教養科目及び履修単位数

授業科目			必修	選択	備考
一般教育 科目	人文科	心理学	4		
		学・社会	生命倫理	2	
	科学関係 科目	法学	2		
		美術	2		
		哲学	2		
		経済学	2		
	自然科学 関係科目	物理学	2		
		化学	2		
		生物学	3		
		実習自然科学	2		
自然科学演習		4			
語学科目	英語	5			
	日本語表現		3	3単位選択	
	中国語		3		
	韓国語		3		
保健体育科目	体育実技	2			
	身体の健康と体育理論	1			
基礎教育科目	数学	3			
	歯科医師に必要な一般教養	2			
	コミュニケーション学入門	1			
	人類学	2			
	統計学	2			

	情報科学	2		
	生命の分子的基盤	2		
	生体構成物質の化学	1		
	生体现象の物理学	1		
	人体の構造と機能	1		

(2) 専門教育科目及び授業時間数

授業科目		授業時間数
解剖学	解剖学・同実習	168
	口腔解剖学・同実習	96
組織・発生学	組織学・同実習	96
	口腔組織学・同実習	72
	歯の病変	24
生理学	生理学・同実習	120
	口腔生理学	48
生化学	生化学・同実習	120
病理学	病理学・同実習	96
	口腔病理学・同実習	96
	臨床検査学	24
微生物学	微生物学・同実習	96
	口腔微生物学	24
薬理学	薬理学・同実習	96
	歯科薬理学	24
歯科理工学	歯科理工学・同実習	120
衛生学	衛生学・同実習	72
	口腔衛生学・同実習	72
法歯学・法人類学	法歯学	24
社会歯科学	社会歯科学	24
歯内療法学	歯内療法学・同実習	120
歯周病学	歯周療法学・同実習	96
保存修復学	保存修復学・同実習	144

小児歯科学	小児歯科学・同実習	96
口腔顎顔面外科学	口腔外科学Ⅰ (口腔顎顔面外科学)	48
口腔病態外科学	口腔外科学Ⅱ (口腔病態外科学)	48
口腔外科学	口腔外科学・同実習	12
老年歯科補綴学	老年歯科補綴学・同実習	120
クラウンブリッジ補綴学	クラウンブリッジ補綴学・同実習	144
パーシャルデンチャー補綴学	局部床義歯補綴学・同実習	120
	歯科補綴学総論	24
歯科矯正学	歯科矯正学・同実習	96
歯科放射線学	歯科放射線学・同実習	60
歯科麻酔学	歯科麻酔学・同実習	60
口腔健康科学	口腔健康科学(障害者歯科学、摂食嚥下リハビリテーション・訪問歯科)	15
口腔インプラント学	口腔インプラント学・同実習	48
オーラルメディスン・病院歯科学、口腔腫瘍外科学	オーラルメディスン	24
内科学	内科学・診断学 同臨床示説	48
外科学	外科学 同臨床示説	24
講座外	関連臨床医学・同示説	24
総合	課題講義 ・医療管理 ・スポーツ歯学	22
	地域包括ケアと高齢者の歯科診療	38
	コミュニケーション学	42
	発生病態学	24

	歯科医療管理学 (社会保障制度・医療倫理・医療安全管理)	48
	デジタル歯科	12
	総合講義	734
臨床	臨床実習	1,296

専門教育科目の総授業時間数は、4,800時間以上とし、これを超えて授業する場合の増加時間は、おおむね600時間を限度とする。

(規程の改廃)

第2条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が定める。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。